

# 專門實踐教育訓練明示書

講 座 の 名 称	教育実践開発専攻 教育実践コース					
実 施 方 法	① 通学 ( <u>昼間</u> · 夜間 · 土日 ) ② 通信 スクーリング(回数 回)					
指定講座番号(15桁)	1510017	—	2410011	—	9	
講 座 の 創 設 年 月 日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一年の講 座 実 績	入講者数 (11人)	修了者数 (11人)		
平成28年 4月 1日	令和 9年 3月31日まで					
訓 練 期 間	24 ヶ月		総 訓 練 時 間	1,380 時間		

## 1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 専門職大学院 ( 教職修士(専門職) ) <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム ( ) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 ( ) <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( )
	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の専修免許状
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	新潟大学大学院教育実践学研究科
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上修得することをもって課程を修了したものとする。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭

## 2. 教育訓練の内容

### 3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	初等・中等段階の教員免許状(1種)取得者であれば実務経験を問わないが、将来、教員を目指す者、または引き続き教員として就業する意思のある者。
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	初等・中等段階の教員免許状(1種)を取得していること。
③その他	

### 〔特記事項〕

# 専門実践教育訓練明示書

## 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

### (1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	11	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	11	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	11	人	受験率(③/②)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	11	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	5	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	4	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	81.8	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時の仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

### (2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数			人		
			人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人		②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	人			
③ 就業中の受講者による講座の評価	3 その他の就業(自営業等)	人		②B: 非就業者計	
	4 非就業	人			
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人		③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人			
⑤ 受講者の就業状況	3 社内外の評価が高まる	人		④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	4 円滑な転職に役立つ	人			
⑥ 講座の全体評価	5 趣味・教養に役立つ	人		⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	6 その他の効果	人			
	7 特に効果はない	人		⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	1 早期に就職できる	人			
	2 希望の職種・業界で就職できる	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人			
	4 趣味・教養に役立つ	人			
	5 その他の効果	人			
	6 特に効果はない	人			
	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人			
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	人			
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	人			
	4 就職していない	人			
	1 大変満足	人			
	2 おおむね満足	人			
	3 どちらとも言えない	人			
	4 やや不満	人			
	5 大いに不満	人			

### (3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

## 5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	演習及び課題提出
---	----------

# 専門実践教育訓練明示書

## 6. 受講効果の把握方法

(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	出席率66%(2/3)以上、試験合格率得点率60%以上で合格、補講・追試は認める。
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	演習及び課題提出
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上を修得することをもって課程を修了したものとする。
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	卒業単位を満たすこと

## 7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	全科目について、シラバスで目標・内容・方法・評価方法などを説明している。複数の教員が担当して指導・助言する。
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	全科目に対して、複数の教員が関わって指導・助言を行い、学校での実習を行う。

## 8. その他の事項

指定教育訓練実施者名 及び代表者名	国立大学法人 新潟大学 (代表者名: 新潟大学長 牛木 辰男)		
住所及び連絡先	新潟県新潟市西区五十嵐2の町8050番地 TEL 025-262-7101		
施設名称及び施設長名	新潟大学大学院教育実践学研究科 (施設長: 研究科長 高木 幸子)		
住所及び連絡先	新潟県新潟市西区五十嵐2の町8050番地 TEL 025-262-7129		
苦情受付者	氏名 塚野 國和 所属 新潟大学人文社会 科学系学務課	事務担当者	氏名 中澤 典子 所属 新潟大学人文社会科 学系学務課
連絡先	TEL 025-262-7101	連絡先	TEL 025-262-7107

専門実践教育訓練経費 支払い方法  <b>①一括払</b>	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 1,353,600 円		
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)		282,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	第1期 第2期 第3期 第4期 第5期 第6期 (うち、必須教材費	267,900 円 267,900 円 267,900 円 267,900 円 円 円 円 )
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 0 円	① 任意の教材費(税込額) ② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) ③ 施設維持費(税込額) ④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	円 円 円 円
3. 総額 (1+2) (税込額)	1,353,600 円		

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。